金融庁オンライン広報誌

# アクセス FSA　第 188 号

https://www.fsa.go.jp/access/index.html

## Contents

## 年度末等における中小企業等の金融の円滑化について

金融機関においては、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われていますが、金融庁としては、年度末、更にはそれ以降の、中小・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えています。

また、本年４月 27 日から５月６日にかけての 10 連休に際しても、中小・小規模事業者からの相談等にきめ細かく応じるなど、適切に対応する必要があります。

金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、金融庁では、２月 28 日、金融関係団体に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について、書面で要請を行うとともに、当該要請文を公表し、要請内容の周知徹底を図りました。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「年度末等における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」（平成 31 年２月 28 日公表）にアクセスしてください。

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）の公表について

金融庁は、昨年２月に策定・公表した「マネー･ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）について、本年２月 13 日、「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の一部改正（案）」（以下、「本改正案」）を公表しました。３月 15 日までのパブリックコメント手続を経て、確定版が公表されます。

ガイドラインは、マネロン・テロ資金供与対策に係る金融機関等のリスク管理の基本的考え方を明らかにしたものです。金融庁は、昨年２月のガ

イドラインの公表後、各金融機関等のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の高度化に向け、各金融機関等に対し、①同対策の実施状況等についての報告、②送金取引に係る窓口業務及び管理態勢の緊急点検、③ガイドライン等とのギャップ分析及び当該ギャップを解消するための具体的な行動計画の策定・実施、を求めた上で、各金融機関等の対応状況についてオン・オフ一体のモニタリングを実施してきました。

本改正案は、これらの取組み等を踏まえ、ガイドラインの趣旨を明確化することにより金融機関等による実効的な態勢整備を図るものであり、主な内容は以下のとおりです。

- テロ資金供与対策及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与防止のための対応の重要性を追記しました。
- 各金融機関等がリスクを検証する際に、各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることの重要性を追記しました。
- 金融機関等において、全ての顧客のリスク評価をするとともに、顧客のリスク評価に応じた頻度で継続的に顧客情報の確認を実施し、新たに確認した顧客情報を踏まえて顧客のリスク評価を見直していくことが求められることを明確化しました。
- IT システムに用いるデータについて、網羅性・正確性が確保されていることの定期的な検証が求められることを追記しました。

金融庁としては、今後も金融機関等のさらなる態勢整備に向けた取組みを進めていきます。
また、金融機関等がマネロン・テロ資金供与対策を円滑に実施していくために、金融機関等の利用者の皆様が、従来よりも厳格な本人確認を受けたり、従来とは異なる資料の提出や質問への回答を求められたりする場合がありますので、皆様のご理解・ご協力が必要となります。
これまで金融庁では、ウェブサイト内に特設ページを開設するなどの広報活動を実施してまいりましたが、金融機関等の利用者の皆様におかれましても、マネロン・テロ資金供与対策の高度化にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

※　本改正案の詳細については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の

一部改正（案）の公表について」（平成31年２月13日公表）にアクセスしてください。

※　マネロン・テロ資金供与対策にかかる金融機関利用者向け特設ページについては、こちらのページにアクセスしてください。

## 暗号資産（仮想通貨）関係について

仮想通貨交換業は、金融庁・財務局の登録を受けた業者でなければ、行ってはならないこととされています。

２月15日、金融庁は、無登録で仮想通貨交換業を行っていた以下の業者に対して、警告書を発出しました。

【金融庁が警告書を発出した業者】

- 業社名：SB101　（代表者　不明）
- 所在地：ジブラルタル
- 内容等：インターネットを通じて、日本居住者を相手方として Atomic Coin（アトミックコイン）の売買の媒介等の仮想通貨交換業を行っていたもの

※　上記は、インターネットの情報に基づいて掲載しており、現時点のものではない可能性があります。

また、改めて、暗号資産（仮想通貨）に関する注意喚起について、以下の通り周知いたします。

- 金融庁が暗号資産（仮想通貨）の価値を保証したり、推奨したりするものではないこと
- 暗号資産（仮想通貨）は法定通貨ではないことや突然無価値になるリスクがあること
- 暗号資産（仮想通貨）に関する取引を行う際は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者かどうかを確認すること
- 暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）をよく理解してから行うこと

※　暗号資産（仮想通貨）をご利用の皆様への注意喚起につきましては、金融庁ウェブサイトのトピックス「暗号資産（仮想通貨）に関する情報を掲載しました。」の中の「〇暗号資産（仮想通貨）の利用者のみなさまへ」から、「仮想通貨に関するトラブルに御注意ください！」にアクセスしてください。

## 第 41 回金融審議会総会・第 29 回金融分科会合同会合について

３月４日、第 41 回金融審議会総会・第 29 回金融分科会合同会合を開催し、以下の通り、諮問事項に対する報告、「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書についての説明等が行われました。

1. 委員の紹介、会長の互選

事務局から委員の紹介があった後、委員の互選により、神田秀樹委員が金融審議会会長及び金融分科会会長に選任されました。

2. 事務局説明

「金融制度スタディ・グループ」及び「市場ワーキング・グループ」の審議状況等について、事務局より説明が行われ、以下の報告書が了承されました。

- 金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告（金融制度スタディ・グループ）
- 直接金融市場に関する現行規制の点検について（市場ワーキング・グループ）

また、「仮想通貨交換業等に関する研究会」において、昨年 12 月に取りまとめられた報告書について、事務局より説明が行われました。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から「第 41 回金融審議会総会・第 29 回金融分科会合同会合議事次第」（平成 31 年３月４日）及び「議事録」にアクセスしてください。

# 皆さんご注意ください！　＆ 情報提供のお願い

## その「もうけ話」、大丈夫ですか？

### ○　暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！

　インターネットを通じて電子的に取引される、暗号資産（いわゆる「仮想通貨」）をめぐるトラブルが増加しています。また、暗号資産（仮想通貨）の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

　改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- **暗号資産（仮想通貨）は「法定通貨」ではありません。**
- **暗号資産（仮想通貨）は、価格が変動することがあります。**
- **仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。**
- **暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。**
- **暗号資産（仮想通貨）や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。**

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局 の登録を受けているかを確認できます。

↓

仮想通貨交換業者登録一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。

↓

暗号資産（仮想通貨）関係情報　（金融庁ウェブサイト）

### ○　ＩＣＯ(Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

　一般に、ＩＣＯ(Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でＩＣＯによる資金調達が急増していますが、ＩＣＯにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ＩＣＯでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ＩＣＯに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注）　ＩＣＯにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ＩＣＯの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。

↓

「ＩＣＯについて　～利用者及び事業者に対する注意喚起～」（金融庁ウェブサイト）

## ○　詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

**「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意**

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

↓

・こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

## 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

↓

・こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

## 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。

↓

・これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局） の登録を受けているかを確認できます。

↓

免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
・その信用力などが保証されているものではありません。
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時～17時）
**電話（ナビダイヤル）：0570－016811**
※ＩＰ電話からは、03－5251－6811におかけください。
ＦＡＸ：03－3506－6699

## 皆様からの情報提供が市場を守ります！

**【お知らせ】**
10月１日より、下記窓口の電話受付時間を、
**＜ 平日８時45分～17時00分 ＞**に変更しました。
詳しくは、「証券取引等監視委員会ウェブサイト」よりご確認ください。

(1)　情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、ＦＡＸ、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）　個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会　情報提供窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

**直　通：0570－00－3581（ナビダイヤル）**

※受付時間：平日8時45分～17時00分

※ＩＰ電話等からは、03－3581－9909におかけください。

代　表：03－3506－6000（内線3091、3093）

ＦＡＸ：03－5251－2136

郵送（共通）：〒100－8922

東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

(2)　年金運用ホットライン

平成 24 年４月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン

https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

**直　通：03－3506－6627**【受付時間：平日8時45分～17時00分】

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3)　公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会　公益通報・相談窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

**直　通：03－3581－9854**【受付時間：平日8時45分～17時00分】

ＦＡＸ：03－5251－2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

# お知らせ

## 長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018 年１月１日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009 年１月１日以降のお取引から 10 年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてはいかがでしょうか。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのＱ＆Ａや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介しています。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」から、「長い間、お取引のない預金等はありませんか？」にアクセスしてください。

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

**休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。**

休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。またホームページでも各種情報を掲載しています。

| 休眠預金等の引き出し手続などについて | 休眠預金等の民間公益活動への活用などについて |
| --- | --- |
| 金融庁：<br>http://www.fsa.go.jp/ | 内閣府（休眠預金等活用担当室）：<br>http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html |

金融庁、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

# 金融行政モニターについて

**金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!**

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

## 目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

### モニター委員

（敬称略）

| | |
|---|---|
| 井上　聡 | 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー） |
| 翁　百合 | （株）日本総合研究所　理事長 |
| 神田　秀樹 | 学習院大学大学院法務研究科教授 |
| 永沢　裕美子 | フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人 |
| 米山　高生 | 東京経済大学経営学部教授 |
| 和仁　亮裕 | 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー） |

## 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方 / 事業会社 / 学識経験者シンクタンク / 金融機関及びその職員

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

**金融行政ご意見受付窓口**

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967
東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

**金融行政モニター受付窓口**

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

## 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- **以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。**
  - **① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応**
  - **② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと**
  - **③経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容**
- **各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。**
- **ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。**

**《受付時間》　平日９時～16 時**

※　お問い合わせ先については、「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」にアクセスしてください。

## 災害関連情報

金融庁ウェブサイトでは、災害関連情報について、以下の特設ページに掲載しています。

詳しくは、各災害関連情報ページをご覧ください。

- ◆ **東日本大震災関連情報（PC・ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ用）**
- ◆ **東日本大震災関連情報（携帯用）**
- ◆ **平成 28 年熊本地震関連情報**
- ◆ **平成 30 年７月豪雨関連情報**
- ◆ **平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報**

新着情報等配信サービスに関するお知らせ

**【重要なお知らせ】**
　新着情報等配信サービスにつきましては、現行の「メール配信サービス」から、Twitter 及び RSS による配信に移行させていただくこととなりました。
　引き続き新着情報等の配信を希望される方は、以下のリンクにアクセスいただき、Twitter 又は RSS による情報配信設定をお願いいたします。

| | 日本語版 | 英語版 |
|---|---|---|
| 金融庁 | https://www.fsa.go.jp/haishin/service_top.htm#01 | https://www.fsa.go.jp/en/haishin/index.html#01 |
| 証券取引等監視委員会 | https://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html#01 | https://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/en/index.html#01 |
| 公認会計士・監査審査会 | https://www.fsa.go.jp/haishin/cpaaob/index.html#01 | — |
| 調達情報 | https://www.fsa.go.jp/haishin/choutatu/index.html#01 | — |

　なお、「メール配信サービス」にご登録いただいた方の登録情報（メールアドレス）につきましては、当庁において抹消させていただきます。
　お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

　金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会では、Twitter 及び RSS により新着情報等配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

- 　金融庁からは、毎月発行しているアクセスＦＳＡや、日々発表される各種報道発表など、
- 　証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 　公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、

● 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、配信されます。

配信を希望される方は、以下のリンクにアクセスいただき、Twitter 又は RSS による情報配信設定をお願いいたします。

**≪Twitter を利用した情報配信設定について≫**

以下の Twitter アカウントにアクセスし、「フォローする」を選択してください。

| | 日本語版 | 英語版 |
|---|---|---|
| 金融庁 | @fsa_JAPAN | |
| 証券取引等監視委員会 | @SESC_JAPAN | ― |
| 公認会計士・監査審査会 | @cpaaob_JAPAN | ― |
| 調達情報 | @fsa_procurement | ― |

**≪RSS を利用した情報配信設定について≫**

RSS による配信設定手順については、以下 URL よりご確認ください。

| | 日本語版 | 英語版 |
|---|---|---|
| 金融庁 | https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html | https://www.fsa.go.jp/en/rss.html |
| 証券取引等監視委員会 | https://www.fsa.go.jp/sesc/news/rss.htm | https://www.fsa.go.jp/sesc/english/rss.html |
| 公認会計士・監査審査会 | https://www.fsa.go.jp/cpaaob/rss.html | ― |
| 調達情報 | https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html | ― |